

わからないことがあればお役立てください！

《 事例集 》

順次、更新します

項目	本事例集のページ	該当するマニュアルのページ
申請書の作成		
過去の許可内容を元に、新しい申請書を作成する方法	1	※1 3-6
申請書情報入力		
「新規開発車両」と「新規格車」の申請方法	2	※1 3-8
「事業区分」の選択方法	3	※1 3-8・3-10
積載貨物情報入力・車両諸元情報入力		
積載貨物の入力方法	4	※1 3-8・3-10・3-21~3-23
同型式のトラクタ又は単車が2台以上の場合の入力方法	5	※1 3-43~3-45・3-86~3-89
同型式のトレーラが2台以上の場合の、「軸重」入力方法	6	※1 3-52・3-54・3-86~3-89
ポールトレーラの、「長さ」入力方法	7	※1 3-43・3-46
その他		
高速道路を通行できそうか、事前に確認する方法	8	※1 10-45・10-46・10-49~10-52
特殊車両通行許可申請の審査の方法	9	※1 -
未収録(未採択)道路(路線)の対応方法	10	※2 4・42・59・60

※1 「特殊車両オンライン申請システム オンライン申請支援システム操作マニュアル(Ver.2016-03)」

URL http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/ApplicationSupport_manual_201603.pdf

※2 「デジタル地図経路作成システム操作マニュアル(平成26年10月1.3版)」

URL http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/DigitalMap_manual_201410_01.pdf

過去の許可内容を元に、新しい申請書を作る方法

オンライン申請システムの「参照入力」機能を使えば、過去の許可内容を書き換えて新しい申請書を作ることができます。

例えば、許可済み車両と同じ型式を、新たに申請する場合、同じ内容(車両諸元・経路等)の入力を省略できるので、「時間短縮+入力ミス防止」に効果！

様式第二
特殊車両通行 許可 申請書 (新規)
認定

通行開始年月日 平成28年10月10日
通行終了年月日 平成29年10月9日

申請種別 1

項目	内容									
申請種別	1									
車両諸元	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> </tr> <tr> <td>総重量</td> <td>4840 kg</td> <td>2031 kg</td> </tr> <tr> <td>軸</td> <td>240 cm</td> <td>337 cm</td> </tr> </table>	項目	最大値	最小値	総重量	4840 kg	2031 kg	軸	240 cm	337 cm
項目	最大値	最小値								
総重量	4840 kg	2031 kg								
軸	240 cm	337 cm								

申請内容
申請年月日 申請種別 申請番号 申請種別
前出

特殊車両通行 許可証 認定書
申請のとりよ 許可 する。ただし、別紙の条件に該当こと。
許可証 の有効期間 自：平成28年11月18日 道路管理者
迄：平成29年11月17日 北海道庁建設部

③ 許可証のこの位置に、「許可番号(受理番号)」があります。

<例>
札建特車第□□□□□□号

申請種類選択

申請種類を選択して下さい。

新規申請 ①
 新規申請(参照入力) ② 以前に申請した情報を参照して、新規申請を行う場合に選択します
 更新申請
 変更申請

新規申請(参照入力)/更新申請/変更申請の場合は申請済みの受理番号/申請番号を選択してください。

(注)受理番号/申請番号の後に「※」がついた許可データを選択した場合
 ・更新申請/変更申請を選択して申請データを作成する事はできません
 ・参照できる過去の申請情報に限りがあるため、新しく設定しなくてはならない項目があります

受理番号/申請番号: 選択して下さい ②

⑤

- 選択して下さい
- ④ 札建特車第□□□□□□号 / □□□□□□□□□□(※)
 - ④ 札建特車第□□□□□□号 / □□□□□□□□□□
 - 東国交特車第△△△△△△号 / △△△△△△△△△△

求める番号が表示されない場合、別のIDで試して下さい(複数のIDをお持ちの場合)
また、参照できる受理番号(許可番号)は、2年前程度までです。

「新規開発車両」と「新規規格車」の申請方法

申請
申請
通行
申請
法人
会社
代表
郵便
住所
住所
住所
電話
申請
部署
担当
電話
FAX
メール

新規開発車両に該当する車両は、国土交通省から「新規開発車両(単車)設計製作基準適合証明書」が発行されています。

大きなホイールクレーンなどの建設機械が、よくある例です。

「新規開発車両(単車)設計製作基準適合証明書」の例 →

新規開発車両(単車)設計製作基準適合証明書

国土交通省 〇〇号
平成26年1月27日

会社名: [] 代表者氏名: []

下記の新規開発車両は、新規規格車用設計制値基準に適合することを証明する。ただし、一般国道の指定区間を走行する際の基本通行条件は以下のとおりとする。

国土交通省運輸局

全	最高走行速度	質量	高さ	長さ
注	ただし、高さ及び長さ・質量については、申請が変更されて走行条件を再行する。			

記

車両の構造	クレーン用台車	計 画 値	許 可 限 値	取 扱 上 限
		標準全長(全長) (m)	12.0	25
1 製造者名	トヨタ自動車株式会社	全 長	3.200	3.200
2 車名	トヨタ自動車株式会社	全 長	3.200	なし
3 製造者名	トヨタ自動車株式会社	全 長	11.100	15.000
4 型 式	クレーン	全 長	11.100	15.000
5 質量	20,000	総質量	20,000	20,000
6 質量	20,000	最大軸重	5,000	5,000
7 質量	20,000	質量	11,100	12,000
8 質量	20,000	質量	3,200	3,200
9 質量	20,000	質量	3,200	3,200
10 質量	20,000	質量	3,200	3,200
11 質量	20,000	質量	3,200	3,200
12 質量	20,000	質量	3,200	3,200
13 質量	20,000	質量	3,200	3,200
14 質量	20,000	質量	3,200	3,200
15 質量	20,000	質量	3,200	3,200
16 質量	20,000	質量	3,200	3,200
17 質量	20,000	質量	3,200	3,200
18 質量	20,000	質量	3,200	3,200
19 質量	20,000	質量	3,200	3,200
20 質量	20,000	質量	3,200	3,200

上記の適合証明書(写)は、昭和49年7月15日付け、建設省交通政策27号「新規開発車両の設計製作基準及び取扱いに関する要領について」の規定に基づき国土交通省運輸局から交付されたものの写しで、次の事項に對して発行したものである。

4桁車体番号: [] 9桁製造番号: []
 発行年月日: [] 発行番号: []
 発行者: []

申請書入力(新規)

新規規格車とは、寸法が一般的制限値以内、総重量が最遠軸距に応じて20t~25t以内の車両で、高速自動車国道と重さ指定道路であれば、許可なく自由に通行できます。

「20t超」のワッペンを車両の前面に貼ります。



申請車両種別: [] ※申請車種を変更した場合は必ず車両情報入力画面で登録

申請車種: 新規開発車両 新規規格車 左記(新規開発車両、新規規格車)以外

事業区分: []

申請車両台数: 単車/トラクター 台 トレーラ 台

申請経路: []

申請経路数: []

「事業区分」の選択方法

申請書入力(新規)

申請書情報を入力してください。

申請日 平成 28 年 11 月 11 日

通行開始日 平成 28 年 11 月 12 日 通行終了日 平成 30 年 11 月 11 日

申請者

法人区分等 株式会社 〇〇

会社名・氏名(漢字) ▲▲▲▲

会社名・氏名(カナ) シンカク

代表者名(漢字) ○○ ◆◆

代表者名(カナ) シカク シカク

郵便番号 060 - 0002 住所自動設定

住所(都道府県) 北海道

住所(市区町村) 札幌市中央区北二条西

住所(丁目番地)

住所(ビル名)

電話番号 市外局番 局番 番号

申請担当者

部署名 〇〇〇〇部

担当者名(漢字) ◆◆ ◆◆

電話番号 市外局番 局番 番号

FAX番号

メールアドレス

申請車両

申請車種 車種を選択してください

新規開設車両 新規格車

事業区分

申請車両台数 選択して下さい

申請経路 路線 区域 其他A 其他B

事業区分	説明	補足
路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例 路線トラック、定期便トラック)	営業許可が区域でなく路線を定めたものに限ります。
区域	上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例 区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	区域を定めて営業許可を受けた営業車(車検証の「自家用・事業用の別」の欄に「 事業用 」とある車両)を運行する場合は、
その他A	上記、路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例 営業以外の自家用車で、クレーン車等)	自家用車の場合は、車検証の「自家用・事業用の別」の欄は「 自家用 」となっています。
その他B	上記、路線、区域、その他A以外の車両で一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例 発電機等を運ぶ車両で一回限り)	

※ 「事業用」の車両と「自家用」の車両が混在している場合は、「その他A」で申請してください。

積載貨物の入力方法

申請車両が特例8車種・建設機械類以外は、貨物情報の入力が必要です。

積載貨物情報入力

積載する貨物品の分類と品名を選択して下さい。

積載分類:

車両(トラック/トレーラ積載) ← ①
コンテナ
鋼製品
コンクリート製品

選択 ← ②

積載貨物品:

その他
建設機械 ← ③
商品自動車
電源車体

積載貨物品が「その他」のときは、品名を入力してください。(漢字)

← ⑤

積載貨物寸法:

幅: 210 cm 高さ: 200 cm 長さ: 350 cm ← ④

※1 積載分類と積載貨物品が違う複数の貨物を包括申請することはできません。

※2 総重量が44tを超える場合、貨物は分割できない状態である必要があります。

<例> 2台の重量物運搬用セミトレーラに、以下の2台の油圧シャベルを別々に積載する場合(包括申請)

建設機械 A6M1型



重量25t
幅190cm 高さ200cm 長さ300cm

建設機械 A7M2型



重量30t
幅210cm 高さ195cm 長さ350cm

<注> 「積載貨物品(例の場合だと、2台とも「建設機械」)」が同一であれば、型式や寸法や重量が異なっても包括申請できます。

①②車両(トラクタ/トレーラ積載)を選択します。

③建設機械を選択します。

④積載貨物寸法を、入力します。もし、積載貨物がいくつもあり、寸法がばらばらの場合、幅、高さ、長さのごと一番大きい寸法を入力します。(例の場合は、幅は210cm、高さは200cm、長さは350cmを、入力します)

⑤積載する貨物が、画面の選択肢にない場合は、「積載分類」と「積載貨物品」で、「その他」を選択し、品名を8文字以内で入力します。

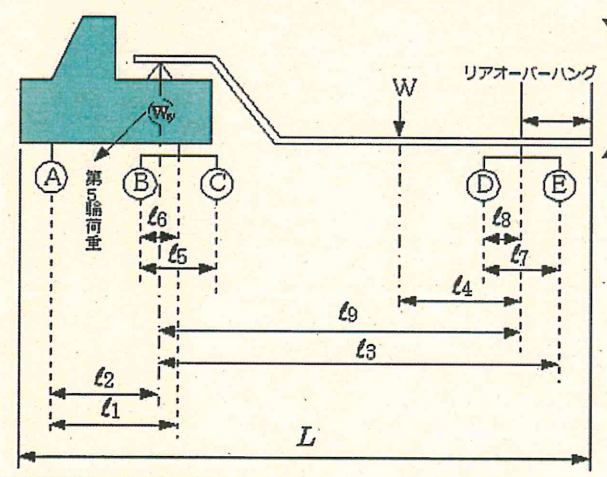
同型式のトラック又は単車が2台以上の場合の入力方法

同じ形式の全ての車両の中から、一番、「車両重量」の重い車両の数字を入力します

だから、こんな場合の軸重は・・・

車両諸元説明書情報入力(トラック)

申請車種	一般セミトレーラ(バン型)
軸種	軸数:5軸、トラック前1軸、トレーラ後2軸



トレーラの場合と違うことに注意!

T34型の1台目のトラック

車検証の「車両重量」が、**9.49t**



A軸 3.50t	B軸 3.00t	C軸 2.99t
----------	----------	----------

T34型の2台目のトラック

車検証の「車両重量」が、**9.52t**



A軸 3.48t	B軸 3.06t	C軸 2.98t
----------	----------	----------

2台目トラックの方が「車両重量」が重いので、各軸重は、全て2台目の各軸重を入力します。
この例の場合は、A軸は3.48t、B軸は3.06t、C軸は2.98tを入力します。
('車両重量')についても、重い方の9.52tを入力します)

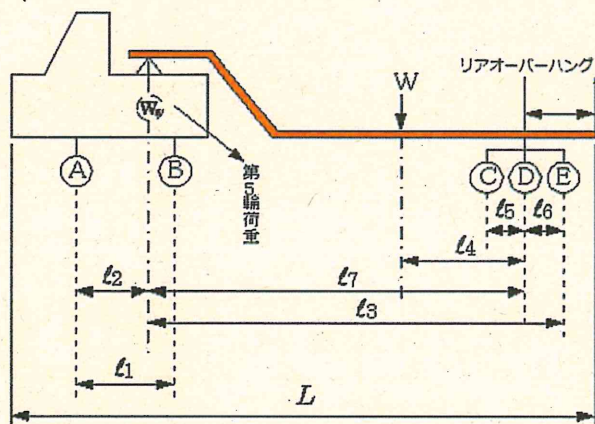
整理番号	車名	型式	A軸			B軸			C軸			D軸			E軸			F軸		
			輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値
1			2	3.48	1	2	3.06	1	2	2.98	1									

同型式のトレーラが2台以上の場合、「軸重」の入力方法

同じ形式の全てのトレーラの中から
一番、重い数字を入力して下さい

車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

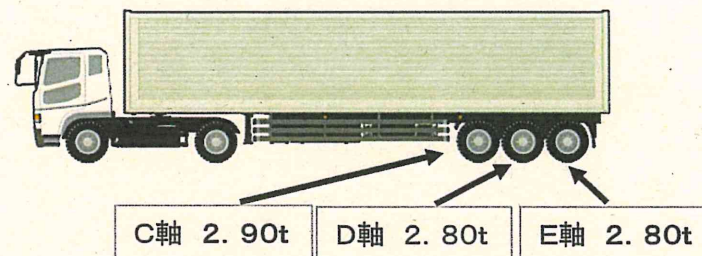
申請車種	一般セミトレーラ(バン型)
軸種	軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸



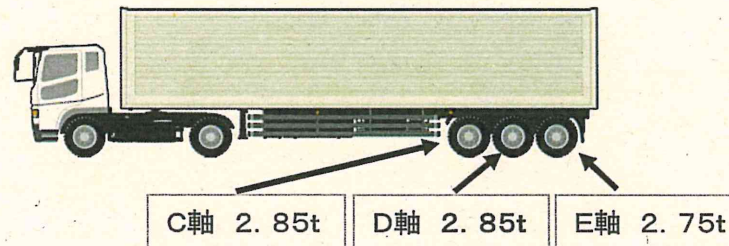
トラクタ/トレーラ切替

だから、こんな場合は・・・

A-1型の1台目のトレーラ



A-1型の2台目のトレーラ



トラクタの場合と
違うことに注意!

C軸は、1台目(2.90t)が2台目(2.85t)より重いので、1台目の数字(2.90t)を
D軸は、2台目(2.85t)が1台目(2.80t)より重いので、2台目の数字(2.85t)を
E軸は、1台目(2.80t)が2台目(2.75t)より重いので、1台目の数字(2.80t)を
入力します

整理番号	車名	型式	A軸			B軸			C軸			D軸			E軸			F軸		
			輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値	輪数	軸重(t)	G値
1								2	2.90	1	2	2.85	1	2	2.80					

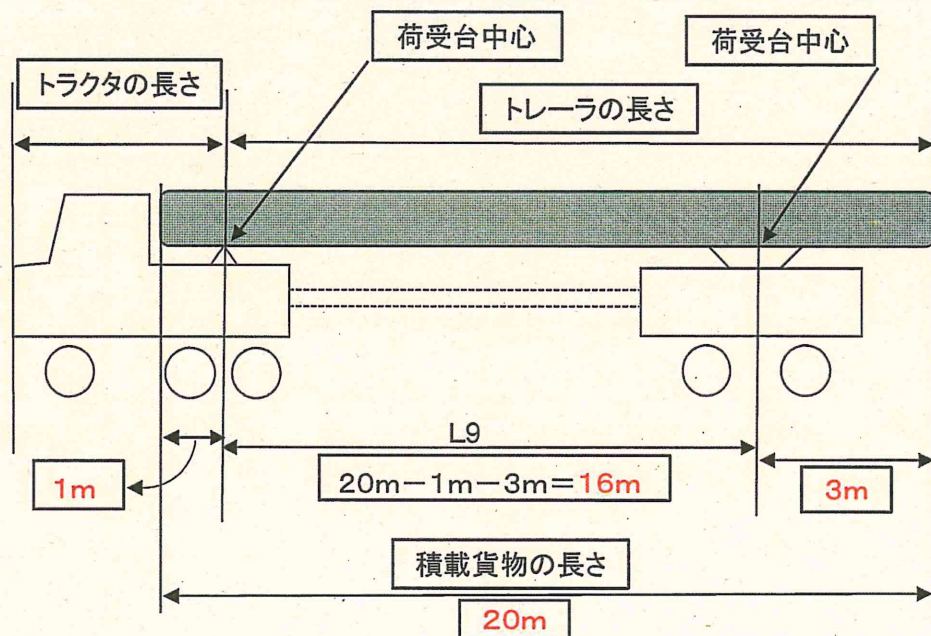
ポールトレーラの場合、長さの入力方法

<入力の例（軸数5・軸形式5の場合）>

- ①積載貨物（ポール）の長さが20mの場合で、
- ②車検証の備考に、

「ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方に1m、後端をポールトレーラの荷受台中心より3mそれぞれ超えて積載しないこと」と制限が記載されている場合で、制限一杯で積載する場合（前方1m・後端3m）

※制限一杯の状態でも積載する義務はありません。（例 前方0.5m・後端2mでもよい）



L9は、左の図のとおり、1600cm（16m）になるので、1600をシステムに入力します（トレーラの長さから3メートルを引いても同じ結果になります）

軸間距離(cm)
L9
1600

※システムには、1mと3mのことは入力しません

高速道路を通行できそうか、調べる方法

<調べる方法1>

申請データをシステムで算定して、許可されそうか、調べることができます

※算定する方法は、マニュアル11-1から11-14までを参照してください

C・D条件及び個別審査箇所一覧

「個別審査」の場合、高速道路の管理者に協議しますが、通常、許可されません

「個別審査」が必要な高速道路の名前や場所(交差点番号)も表示されます

種別	道路管理者	路線名称	地点名	区間	本線(交差点又は併走地点)	出発地点交差点	交差点地名	～	目的地側交差点	交差点地名
高速道路	個別審査 東日本高速道路株式会社 北関東支社	高速自動車国道5号線 道央自動車道	大曲	片道	北広島インター支64 41330091					
高速道路	個別審査 東日本高速道路株式会社 北関東支社	高速自動車国道5号線 道央自動車道		片道		北広島インター支644133009 1	大曲	～	千歳支社JCT支644124135 1	上野郡

高速重量算定(照査1および照査2) 不適合車両一覧

軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.1-3)

「個別審査」(不適合)になった車両(トラクタとトレーラの組み合わせ)が表示されます

両方又はどちらかが×の場合、不適合です

整理番号	軸重計算結果						車両諸元		トラクタ(諸元)				トレーラ1(諸元)				トレーラ2(諸元)				照査2計算結果					判定		理型式	
	A軸(t)	B軸(t)	C軸(t)	D軸(t)	E軸(t)	F軸(t)	総重量(t)	最速軸距(cm)	最大軸重(t)	α	最小隣接(cm)	基本軸重(t)	最大軸重(t)	α	最小隣接(cm)	基本軸重(t)	最大軸重(t)	α	最小隣接(cm)	基本軸重(t)	MGO	S20	Mf	Ms	Sd	照査1	照査2		
1 1	17.63	11.06	8.11	8.11	8.11		43.02	1209	11.06	3.89	316	12.82	8.11	5.30	136	9.86					1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	×	○	ト	
1 2	17.50	10.65	8.27	8.27	8.27		42.96	1194	10.65	4.03	316	12.82	8.27	5.19	136	9.86													
1 3	17.50	10.64	8.25	8.25	8.25		42.90	1194	10.64	4.03	316	12.82	8.27	5.19	136	9.86													

<調べる方法2>

①総重量が44トンを超える場合、通常、許可されません

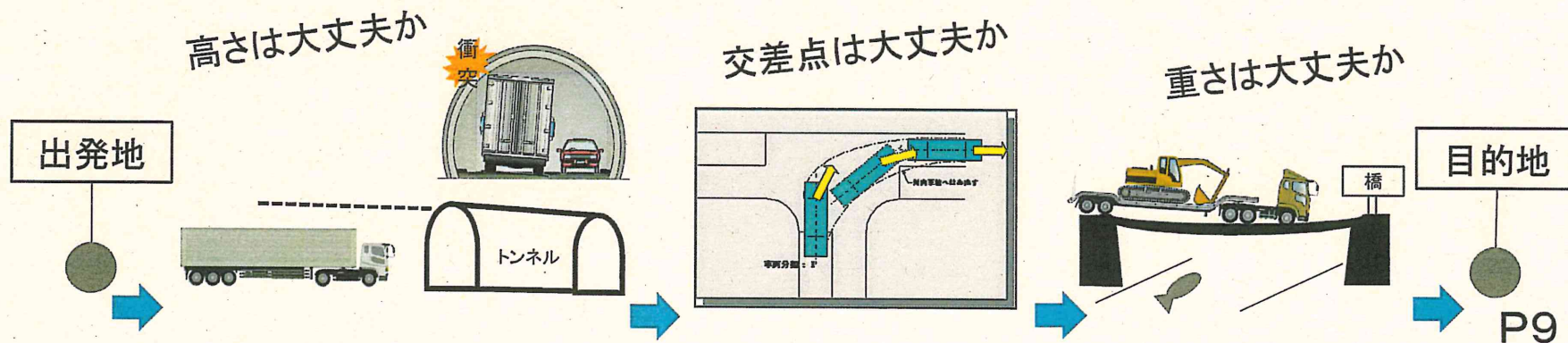
※ただし、超えていなくても許可されない場合や、逆に、超えていても許可される場合もまれにあります

②最小回転半径が12mを超える場合も許可されません

特殊車両通行許可申請の審査の方法



- ①重いと橋を痛めたり、大きいと渋滞になるなどの問題が起きるかもしれない。
本当に、貨物を分割できないのか？その車両でないとならないのか？
→ 貨物や車両の特殊性の審査
- ②申請の車両の長さ、幅、高さや最小回転半径で、交差点で曲がれなかったり、トンネルでぶつかったりなどせずに通行できるのか？また、交通に支障はないのか？
→ 寸法と道路との審査
- ③申請の車両の重さで、通行した場合、橋は耐えられるのか？
→ 重量と道路との審査



未収録(未採択)道路(路線)の対応方法

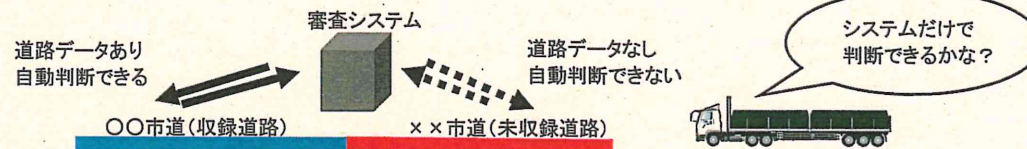


Q1
「未収録道路」とか「未収録路線」とか「未採択道路」とか「未採択路線」とかは、どういうものですか？
それぞれ別々のものなのですか？

A1

許可できるか、審査する上で、車両の状態(長さ、幅、高さ、重さなど)の外、道路の状態(幅、カーブの角度、トンネルの高さ、橋の丈夫さなど)のデータも必要です。そこで、全国の道路の状態について、審査に使うシステムにできるだけ収録し、自動的に判定できるようにしています。

システムに、既に道路の状態を収録してある道路を、「収録道路」、「収録路線」、「採択道路」又は「採択路線」といい、まだ、収録していない道路を「未収録道路」、「未収録路線」、「未採択道路」又は「未採択路線」といいます。言い方は違いますが意味は同じです。



Q2
未収録道路だと、どうなるのです？

A2

システムでは判定できないので、未収録道路を管理している知事、市町村長等に、通行してよいか、協議し、協議の回答を踏まえて、許可又は不許可します。

なお、協議する道路の位置が分からないと、通行してよいか判断できないため、未収録道路の位置が分かる地図(付近図)を、申請書に添付してください。

Q3
通りたい道路が、未収録道路なのか、どうすれば分かるのですか？

A3

デジタル地図では、灰色で表されています。

なお、デジタル地図では、未収録交差点を採番して経路を選択すると、収録道路であっても、未収録道路と表示されてしまいますので、未収録交差点で折進する場合など、やむを得ない場合以外、未収録交差点は使わないでください。

